

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時
				検体1	検出下限値
[7] (1S,4S)-4-(3,4-ジクロロフェニル)-N-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロナフタレン-1-アミン (別名:セルトラリン) 初期環境調査・水質(単位:ng/L) 地点ベース検出頻度:7/16(欠測等:0) 検体ベース検出頻度:7/16(欠測等:0) 濃度範囲:nd~3.6 検出下限値範囲:0.17~0.44 検出下限値:0.44 要求検出下限値:24	北海道	1	天塩川恩根内大橋(美深町)	nd	0.18
		2	十勝川すずらん大橋(帯広市)	nd	0.18
		3	石狩川河口石狩河口橋(石狩市)	nd	0.18
	秋田県	4	秋田運河(秋田市)	0.67	0.17
	千葉県	5	養老川浅井橋(市原市)	nd	0.18
	東京都	6	荒川河口(江東区)	0.47	0.17
		7	隅田川河口(港区)	1.3	0.17
	横浜市	8	鶴見川亀の子橋(横浜市)	3.6	0.17
		9	横浜港	0.44	0.17
	名古屋市	10	堀川港新橋(名古屋市)	2.0	0.17
	大阪府	11	大和川河口(堺市)	0.57	0.17
	大阪市	12	大川毛馬橋(大阪市)	0.34	0.17
		13	大阪港	0.39	0.17
		14	笹ヶ瀬川笹ヶ瀬橋(岡山市)	nd	0.18
	岡山県	15	水島沖	nd	0.18
		福岡市	16	博多湾	nd

(注1) 「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠測等は除く)を、

「検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠測等は除く)をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd:不検出

(注4) :参考値(調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満ではあるが、各地点ごとの調査精度に依存する「報告時検出下限値」以上として定量的に検出された値であるため、参考として記載した。統計処理には数値としては用いていない)